IFRS Accounting

2026年9月

情報要請

IFRS®会計基準

適用後レビュー IFRS第9号及びIFRS第7号 ヘッジ会計の要求事項

コメント期限：2027年1月26日

International Accounting Standards Board

IASB/RFI/2026/1

情報要請

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の
適用後レビュー
ヘッジ会計の要求事項

コメント期限：2027 年 1 月 26 日

© IFRS Foundation

Request for Information *Post Implementation Review of IFRS 9 and IFRS 7—Hedge Accounting* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by 26 January 2027 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at https://shop.ifrs.org/.

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®', 'SIC®', 'ISSB™' and 'SASB®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

情報要請

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ヘッジ会計の要求事項

コメント期限：2027 年 1 月 26 日

© IFRS Foundation

情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー — ヘッジ会計の要求事項」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2027 年 1 月 26 日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.org への電子メール又は https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/ でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（https://www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明示的に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2026 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

IASB 公表物の写しは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ https://shop.ifrs.org を通じて注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘ ‘NIIF®’, ‘SIC®’, ‘ISSB™’ 及び ‘SASB®’がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目　次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	10
情報要請	11
1. IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価	11
2. IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価	16
3. この適用後レビューに関連性のあるその他の事項	19

© IFRS Foundation

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第 9 号「金融商品」の適用後レビューを実施している。

IFRS 第 9 号は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を置き換えたものである。IFRS 第 9 号で導入された金融商品の会計処理の IAS 第 39 号との比較での改善点には、次のものがある [1]。

金融資産についての**分類及び測定のアプローチ**（企業の事業モデル及び当該資産のキャッシュ・フロー特性を反映する）	将来予測的な**予想信用損失モデル**（貸倒損失のより適時な認識となる）	**ヘッジ会計モデル**（リスク管理の経済実態と会計処理をより適切に関連付ける）

IASB は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項並びに減損の要求事項の適用後レビューを完了した。IASB は現在、ヘッジ会計の要求事項をレビューしている。

この適用後レビューは、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」におけるヘッジ会計の開示要求も含めている。これは企業が適用することを選択するヘッジ会計の要求事項が IFRS 第 9 号のものか IAS 第 39 号のものかに関係なく適用される。

[1] 企業は、会計方針として、IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項をすべてのヘッジ関係に引き続き適用するか、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用するかのいずれかを選択できる。ただし、IFRS 第 9 号のヘッジ会計を適用する企業は、金融資産又は金融負債のポートフォリオの金利エクスポージャーの公正価値ヘッジに、関連性のある IAS 第 39 号の要求事項を適用することができる（IFRS 第 9 号の 6.1.3 項及び 7.2.21 項参照）。

© IFRS Foundation

時系列

2014

IASB は、IFRS 第 9 号の完全版を公表した。これは、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの 3 つのフェーズ（分類及び測定、減損並びにヘッジ会計）を統合したものである。IASB は IFRS 第 7 号の修正も公表し、この修正は IFRS 第 9 号と同時に発効した。

2018

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正が、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度について発効した。

2022

IASB は IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項（IFRS 第 7 号における関連する開示要求を含む）の適用後レビューを完了した。

2024

IASB は IFRS 第 9 号の減損の要求事項（IFRS 第 7 号における関連する開示要求を含む）の適用後レビューを完了した。

2026

IASB は IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項（IFRS 第 7 号における関連する開示要求を含む）の適用後レビューを開始した。

© IFRS Foundation

適用後レビューとは何か

IASB は、新規の IFRS 会計基準書又は基準書の大規模修正のそれぞれの適用後レビューを実施する [2]。適用後レビューの目的は、**新基準書又は基準書の大規模修正の要求事項の適用が一般目的財務報告書の利用者、作成者、監査人及び証券規制当局に与える影響が、新しい要求事項が開発された際に意図されたものであったかどうかを評価する**ことである。このような評価の基礎は、当該基準書の目的並びに IASB が新しい要求事項を公表する際に IASB が公表する新しい要求事項から生じる可能性の高い便益と適用開始時の及び継続的なコストの影響分析である [3]。

適用後レビューの間に、IASB は新しい要求事項の開発中に議論した重要で議論の多い事項及び基準書又は基準書の大規模修正が現在の環境において意図したとおりに機能し続けているかどうかを、その新しい要求事項が公表されて以降の市場動向を考慮して検討する。また、新しい要求事項の適用から、IASB が当該要求事項を開発した際には気付いていなかった意図しない帰結が生じているかどうかも検討する。

適用後レビューは、新しい要求事項が全体的に意図したとおりに機能していて、企業がその新しい要求事項の適用から生じている情報の利用者にとっての便益が予想よりも著しく低くはなく、当該要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行のコストが予想よりも著しく高くはないかどうかの評価を伴う。

適用後レビューは基準設定プロジェクトではなく、基準設定に自動的につながるわけではない。しかし、適用後レビューは、新しい要求事項に加えることができる改善、又は基準設定プロセスを識別する可能性がある。

適用後レビューは適用上の疑問を識別する可能性があるが、そうした識別は適用後レビューの目的ではない。適用上の疑問を識別し対処するために整備されている他のメカニズムがある [4]。IASB が新基準書又は基準書の大規模修正を公表する際に、IASB はその新基準書又は大規模修正の適用をさまざまな活動を通じて支援する。この支援には、当該基準書の導入に関与している専門家のグループを設置し、生じている適用上の疑問について議論するための公開のフォーラムを提供すること、並びに一貫した適用を支援するための記事及びウェブキャストなどの資料を公表することが含まれる場合がある [5]。さらに、IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、IFRS 会計基準の適用を支援する。これには、該当する場合には、アジェンダ決定の公表が含まれる。新基準書又は基準書の大規模修正の適用を支援する過程で、IASB は、適時な対応の便益と適用に対する混乱のリスクとを考慮して、新しい要求事項を修正する必要があると決定する場合がある [6]。

---

[2] IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブックの 6.52 項から 6.66 項参照。

[3] IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 7 号における関連する開示要求の予想されるコストと便益は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項に示されている。コストと便益は総称して「影響」と呼ばれる。

[4] 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 5.15 項から 5.22 項参照。

[5] IFRS 第 9 号についてのこれらの資料にアクセスするには、補足資料のウェブページを参照。

[6] IASB は IFRS 第 9 号の修正を、2019 年 9 月の「金利指標改革」、2020 年 8 月の「金利指標改革—フェーズ 2」、2024 年 12 月の「自然依存電力を参照する契約」で公表した。

© IFRS Foundation

IASB は適用後レビューにおいて各事項の優先順位をどのようにして付けるのか

IASB は、適用後レビューで識別した事項について何らかの対応を取るべきかどうか及びそれらの事項の優先順位を付ける方法を、適用後レビューを通じて収集した情報が次のことをどの程度示唆しているのかに応じて、検討する。

(a) 当該事項が**重大な影響**を有している（例えば、実務の幅広い多様性が、利用者が趨勢を分析し企業の比較を行う能力に重要性がある影響を与えている）。

(b) 当該事項に**広がりがある**（例えば、さまざまな産業及び法域において頻繁に発生する取引に影響を与えている）。

(c) 当該事項が、IASB 又は委員会が**対処できる**財務報告上の論点から生じている（すなわち、実行可能な解決策が存在する可能性が高い）。

(d) 対応することの**便益**が**コストを上回る**と見込まれる（変更による現行の実務の混乱及び運用コストの程度を、利用者にとっての当該事項の重要度に照らして考慮）。

対応には、基準設定、委員会への事項の照会又は一貫した適用を支援するための資料の開発が含まれる可能性がある。IASB は対応が必要ないという結論を下すこともあり得る。

適用後レビューはどのような手続で行うか

第 1 フェーズ

IASB は、IFRS 会計基準に関係する団体及び関心のある利害関係者（委員会、IASB の諮問グループを含む）の幅広いネットワークを活用して、検討すべき事項を識別する。

IASB は、第 1 フェーズで識別した事項についての情報及び適用後レビューに関連性のあるその他の情報を利害関係者に求めるため**情報要請**を公表する。これには誰もが回答することができる。

第 2 フェーズ

IASB は、公開協議から受けたコメントを追加的な分析及び協議から収集した情報とともに検討する。

IASB は、発見事項及び今後の手順を要約した**報告書及びフィードバック・ステートメント**を公表する。

© IFRS Foundation

コメント募集

質問の要約

この情報要請は、3 つのセクションにおいて質問を示している。

(a) **セクション 1** は、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項に関しての利害関係者の経験についての情報を求めている。

(b) **セクション 2** は、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求に関しての利害関係者の経験についての情報を求めている。

(c) **セクション 3** は、セクション 1 から 2 でカバーされていないこの適用後レビューに関連性のあるその他の情報を求めている。

回答は、この適用後レビューにおける IASB の評価に情報を与えることになる。

質問への回答のためのガイダンス

すべての質問に回答する必要はない。コメントは次の場合に最も有用である。

(a) 記述された質問に回答している。

(b) 関連する IFRS 会計基準書の項を明記している。

(c) 要求事項の実際の影響と予想された影響との間の重大な相違を説明している。

(d) これらの重大な相違が、IASB が基準書を公表した以降の市場の動向によって生じたのかどうか、又は要求事項の適用のコストと便益のバランスが変化したという新たな証拠があるかどうかを説明している。

(e) 新しい要求事項が意図されたようには機能していないことを示唆するような重大性のある事項（当該事項が重大な影響を有しており一般性があるため）を IASB が識別するのに役立つように証拠で裏付けられている。

(f) 回答者が提案する解決策及びそれが便益とコストの評価にどのように影響を与える可能性があるのかを記述している。

IASB は、回答者が質問に回答するために詳細な調査を行うことは期待していないので、回答を提供する際には、経験を通じてすでに知っている事項及び懸念を考慮されたい。

期　限

IASB は、2027 年 1 月 26 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは下記に提出されたい。

オンライン　https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/

電子メール　commentletters@ifrs.org

© IFRS Foundation

情報要請

IASB は、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 7 号における関連する開示要求に関する利害関係者の経験を理解して、要求事項が全体的に意図したとおりに機能しているのかどうかを評価したいと考えている。

具体的には、IASB は要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行の全体的な適用開始時の及び継続的なコストがおおむね予想されたとおりであるかどうかを理解したいと考えている。そうでない場合には、IASB は、その理由とともに、利害関係者の見解では、これらのコストをどのように削減できるのか、及びこのような提案が要求事項の便益にどのように影響を与えるのかを知りたいと考えている。

さらに、IASB は、企業が要求事項を適用することから生じる情報の利用者にとっての全体的な便益がおおむね予想されたとおりかどうか、また、そうでない場合には、その理由及び IASB が当該情報の有用性を改善するために何を行うことができるのかを理解したいと考えている。

1. IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項

IFRS 第 9 号の第 6 章は、ヘッジ会計の適用に関する要求事項を定めている。IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活動の影響を表現することである。その活動とは、純損益（又は、企業が公正価値の変動をその他の包括利益に表示することを選択した資本性金融商品に対する投資の場合には、その他の包括利益）に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる活動である。

したがって、適格要件を条件として、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計モデルは、企業のリスク管理活動をどの項目及び金融商品がヘッジ会計の要件を満たすのかを決定するための基礎として使用している。

IAS 第 39 号と比較して、IFRS 第 9 号は、

(a) より多くの適格なヘッジ対象を認めている。例えば、IFRS 第 9 号は、企業が次のものをヘッジ対象に指定することを認めている。

  (i) 非金融商品項目の個々のリスク要素（独立に識別可能で、信頼性をもって測定できる場合）

  (ii) 相殺しあうリスク・ポジションを含んだ項目グループの純額ポジション

(b) より多くの適格なヘッジ手段を認めている。例えば、IFRS 第 9 号は、企業が純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融資産及び負債をヘッジ手段として指定することを認めている。

© IFRS Foundation

(c) ヘッジ手段の除外された要素の会計処理について「ヘッジのコスト」アプローチを導入している。具体的には、

(i) 買建オプションの時間的価値の事後の変動はその他の包括利益に認識される。

(ii) 先渡契約のフォワード・ポイント及びクロスカレンシー・スワップの外貨ベーシス・スプレッドの事後の変動は、その他の包括利益に認識することができる。

(d) 遡及的な有効性テスト及び 80%から 125%の「明確な境界線」の有効性テストを廃止している。その代わりに、IFRS 第 9 号は、ヘッジ関係がヘッジ会計に適格となるために満たさなければならない原則ベースのヘッジ有効性の要件を導入し、次のことを要求している。

(i) ヘッジ対象とヘッジ手段との間の経済的関係の存在

(ii) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動を支配しないこと

(iii) ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象のその量をヘッジするために実際に使用しているヘッジ手段の量から生じるヘッジ比率と同じであること

(e) 非金融商品項目について「ベーシス・アジャストメント」を要求している。すなわち、非金融資産又は非金融負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に、当該資産又は負債の認識時のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された利得又は損失を含めることを要求している。

(f) ヘッジ関係を任意に指定解除する選択肢を削除し、その代わりに、「バランス再調整」の概念を導入している。すなわち、既存のヘッジ関係のヘッジ対象又はヘッジ手段のいずれかの指定された量を、ヘッジ有効性の要求事項に準拠するヘッジ比率を維持する目的のために調整することを認めている。

IFRS 第 9 号は、IAS 第 39 号における 3 種類のヘッジ関係（キャッシュ・フロー・ヘッジ、公正価値ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）及び IAS 第 39 号のヘッジ会計のメカニズムを維持している。

IASB は IAS 第 39 号を廃止することを意図しており、その廃止案の時期及び方法はリスク軽減会計プロジェクトの進捗状況に応じて決まる。この適用後レビューは IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項及び IFRS 第 7 号における関連する開示要求に限定されているため、IASB は IAS 第 39 号の廃止案に関する具体的な質問をこの情報要請に含めなかった。しかし、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求により、**この情報要請はすべての利害関係者に関連性がある**ため、この情報要請に回答する際に、**利害関係者は廃止案の時期及び方法（IFRS 第 9 号における経過措置を含む）についての見解を共有することができる。**

© IFRS Foundation

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の予想される影響

IASB は、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項を適用することにより、企業が会計上の結果を企業の実際のリスク管理活動とよりよく合致させることができるようになると予想した[7]。原則ベースのモデルを導入することによって、IASB は、財務諸表が企業のヘッジ戦略の経済的実質を反映することを確保することを図った。具体的には、IASB は IFRS 第 9 号に次のことを期待した。

(a) 企業がヘッジ活動の業績及び経済的影響を説明するために、一般とのコミュニケーションにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則（GAAP）に基づかない指標を提供する必要性を減少させること

(b) ヘッジ活動に関する情報及び当該活動が企業の基本財務諸表に与える影響に関する情報を注記において提供することを企業に要求することによって、財務諸表の比較可能性及び財務諸表における透明性を改善すること

IASB は、IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項への移行時に、次のことのために企業に初期的なコストが生じるであろうと予想した。

(a) システム及びプロセスを確立すること（企業の財務・リスク管理と会計機能との間のより良い統合及び組織的な結び付きの確立及び人員の教育を含む）

(b) 既存のヘッジ関係の文書化を更新し揃えること

(c) 投資者、アナリスト及び他の外部関係者に報告される情報の変更を伝達し説明すること

IASB は、IFRS 第 9 号に基づくヘッジ会計の適用の継続的コストは（特に、複雑性のより低いヘッジ関係については）IAS 第 39 号の場合よりも低いであろうと予想した。ヘッジ有効性のテストについての原則ベースのモデルは、ヘッジがリスク管理目的でどのように設計されモニタリングされているのかと直接的に関連付けられているからである。これにより、企業がコストのかかる並行的な会計固有の計算（IAS 第 39 号で要求されている 80%から 125%の有効性テストなど）を行う必要性が減少する。

さらに、IASB は、次の理由で、より多くの企業が IFRS 第 9 号に基づくヘッジ会計を適用するであろうと予想した。

(a) 会計処理を実際のリスク管理活動と合致させることにより、企業がヘッジ会計の要件を満たし維持するための事務的負担が軽減する。

(b) より多くの適格なヘッジ対象（非金融商品項目のリスク要素又は純額ポジションなど）及びより多くの適格なヘッジ手段を認めることにより、ヘッジ会計の要件を満たすヘッジ関係の範囲が増大する。

IASB は、新しいヘッジ会計の要求事項の適用による便益は継続的なものとなり、要求事項を適用することのコストを正当化するであろうと予想した。当該コストは、主として、IAS 第 39 号

[7] IASB は、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号における要求事項のコストと便益をさまざまな企業（金融機関と非金融機関の両方を含む）について検討し、これらを IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項で議論した。

© IFRS Foundation

におけるヘッジ会計の要求事項から IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項への移行時に生じる可能性が高いであろう。

スポットライト 1 — IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項についてこれまでに聞いたこと

作成者及び他の利害関係者の見解

作成者、監査人、基準設定主体及び証券規制当局からの初期的なフィードバックは、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項が全体的に意図したとおりに機能していることを示唆している。当該要求事項は、会計上の結果を企業の実際のリスク管理活動とよりよく合致させるという目的を達成した。

多くの作成者、監査人及び基準設定主体は、80%から 125%の「明確な境界線」の有効性テストの廃止及び非金融商品項目のリスク要素を指定できることを歓迎し、両方を IAS 第 39 号に対する大幅な改善と考えた。利害関係者は、企業がヘッジ対象として自然依存電力の予定取引の変動する名目数量を指定することを認めた IFRS 第 9 号の最近の修正も歓迎し、一部の人々はこの例外を他の取引に拡張することを提案した。

しかし、一部の作成者、監査人及び基準設定主体は、要求事項の適用に重大な判断を要するか又は適用するのに（過度に）コスト又は負担が生じる可能性がある領域を、（彼らの見解では）より多くの適用指針又は補足資料が必要となる可能性がある領域とともに識別した。そうした領域の例には次のものが含まれる。

(a) 「可能性が非常に高い」という要件。利害関係者は、一部の予定取引について、これらの取引の発生する可能性が非常に高い（また、非常に高いままである）ことを立証することが困難な場合があることに着目した。例えば、地政学的な困難の影響を受ける取引、時期が不確定な長期契約又はディール・コンティンジェント取引である。また、一部の利害関係者は、この要件が類似の事実パターンに適用される方法における多様性を観察したと述べた。

(b) 「ヘッジのコスト」アプローチ。大半の利害関係者は、それによる純損益の変動性の減少を評価しているが、一部の人々は、当該アプローチの適用が運用上複雑であると考えている。これらの利害関係者は、ヘッジの実際のコストを「一致する」部分と「一致しない」部分とに分割することは、並行的な評価が必要となるので、負担が大きい可能性があると述べた。また、一部の人々は、企業が仮想デリバティブを構築する方法に多様性があると述べ、これを一部の人々は IFRS 第 9 号における適用指針が限定的であることが原因であるとしている。

(c) バランス再調整の要求事項。利害関係者は、バランス再調整の概念が十分に理解されておらず、実務でまれにしか適用されていないことに着目した。逆に、任意の指定解除の禁止は、一部の企業が IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を引き続き適用することを決定する原因となってきた（特に、動的なポートフォリオを管理している銀行、又は、IFRS 会計基準を適用する作成者のうち任意の指定解除を認めている US GAAP に基づく報告も行う作成者）。

(d) 非金融資産又は非金融負債の当初の原価又はその他の帳簿価額に、当該資産又は負債の認識時のキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された利得又は損失を含めるという要求（ベーシス・アジャストメント）。利害関係者は、概念的にはこの要求に同意している

© IFRS Foundation

が、ベーシス・アジャストメントの適用（特に棚卸資産に対して）が運用上複雑になる場合があることに着目した。これは、一部の企業が棚卸資産の費用を追跡してその後に純損益に認識する方法によるものである。

利用者の見解

財務諸表利用者からの限定的な初期的フィードバックは、財務諸表注記における企業のヘッジ会計の開示の有用性に焦点を当てていた。

質問 1 —IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の全体的な評価

IASB は、回答者の見解が次のようであるかどうかを理解したい。

(a) IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項は、その目的を果たしている。そうでない場合は、その理由を説明されたい。

(b) IFRS 第 9 号の要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行の全体的な適用開始時の及び継続的なコストは、おおむね IASB が予想したとおりである。回答者の見解が、全体的なコストは予想よりも著しく大きいというものである場合には、その理由、IASB がこれらのコストをどのようにして削減することを提案するのか、及び回答者の提案が要求事項の便益にどのように影響を与えるのかを説明されたい。

(c) 企業が IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項を適用することからもたらされる情報の利用者にとっての全体的な便益は、おおむね IASB が予想したとおりである。回答者の見解が、全体的な便益は予想よりも著しく低いというものである場合には、その理由及び IASB が当該情報の有用性を改善するために何ができるのかを説明されたい。

IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の予想されるコストと便益は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項に示されている。

回答者は、IAS 第 39 号の廃止案の時期及び方法に関する見解を共有することもできる。特に、IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項の適用に関する経過措置及び IAS 第 39 号の廃止時に追加的な要求事項を加える必要があるかどうかを考慮されたい。

10 ページの**「質問への回答のためのガイダンス」**を参照されたい。

© IFRS Foundation

2. IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価

IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求

IFRS 第 9 号に関するプロジェクトの一環として、IASB は、企業のリスク管理活動及びヘッジ会計が企業の財務諸表に与えている影響を利用者がよりよく理解できるようにするために、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求も修正した。

具体的には、修正後の IFRS 第 7 号は、企業が各リスク区分について以下の情報を財務諸表における単一の注記（又は独立のセクション）に開示することを要求している。

(a) 企業のリスク管理戦略

(b) 企業のヘッジ活動が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与える可能性があるのか

(c) ヘッジ会計が企業の財務諸表に与えた影響

ヘッジ会計に関する IFRS 第 7 号の開示要求はすべての企業に適用されるため、この適用後レビューは IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号のいずれかに基づいてヘッジ会計を適用するどの企業にも関連性がある。

IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の予想される影響

IASB は、IFRS 第 7 号における修正後の開示要求は提供される情報の有用性を改善するであろうと予想した。具体的には、次のことによってである。

(a) ヘッジ戦略の目的、実行及び経済的成否のより明確でより透明性の高い像を提供するために、開示をリスク管理活動に合致させ、それにより非 GAAP 指標に対する利用者の依存度を低減させることによって

(b) ヘッジの実際のコスト（オプションの時間的価値、先渡要素及び外貨ベーシス・スプレッドなど）を、説明されていない純損益の変動性の発生源としてではなく、保護を得ることのコストとして表現することにより、利用者がよりよく理解できるようにすることによって[8]

IASB は、企業に当該情報を財務諸表における単一の注記（又は独立のセクション）において表示することを要求することで、利用者にとっての分析のコストが低減され、利用者が異なる企業にまたがる情報を容易に見つけ、比較することができるようになると予想した。

さらに、IASB は、IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求の修正は、企業がより多くのデータを捕捉することを要求することになり、適用開始時のコストと継続的コストの両方を生じさせるが、その継続的コストは、企業がこれらの開示のためのデータ収集を企業の財務報告のシステム及びプロセスに直接に組み込んだ後には、大きく低減される可能性があると予想した。

[8] IASB は、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号における要求事項のコストと便益をさまざまな企業（金融機関と非金融機関の両方を含む）について検討し、これらについて IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項で議論した。

© IFRS Foundation

スポットライト 2 — IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求についてこれまでに聞いたこと

利用者及び他の利害関係者の見解

IFRS 第 7 号におけるヘッジ会計の開示要求に関しての財務諸表利用者、監査人、基準設定主体及び証券規制当局からの初期的なフィードバックでは意見が分かれていた。

少数の利用者が、IFRS 第 7 号の修正により企業がリスク管理活動に関して、より意思決定に有用な情報を開示する結果となったと述べた。しかし、一部の利用者、監査人、基準設定主体及びある証券規制当局は、企業の開示が次のようになっていると述べた。

(a) 細かさの水準が著しく異なっている。提供されている情報が集約されすぎていて利用者の意思決定に有用でない場合がある（例えば、一部の企業はヘッジの非有効性を他の費用と一括して表示又は開示している）。

(b) 簡潔で情報に富むものではなく、長大で紋切り型であることが多い。

(c) 文脈が欠けていることが多い。例えば、ヘッジ手段の平均価格（又はレート）が単独で開示されていることが多く、直物レート又は市場ベンチマークと比較しないと意思決定に有用な情報をほとんど提供しない。

(d) 企業間の一貫性が欠けている。例えば、当報告期間のヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動を開示している企業もあるが、公正価値の変動累計額を開示している企業もある。

一部の利用者及び監査人は、利用者が以下に関する追加的な情報から便益を受けるであろうとも述べた。

(a) 企業のバランス再調整の決定及びヘッジ関係の終了の理由

(b) 企業の経済的及び構造的[9]なヘッジ活動

(c) ヘッジの存続期間及びヘッジの更新に対するアプローチに関する企業の予想

さらに、一部の利用者は、自らの定量的モデル（例えば、将来の利益又はキャッシュ・フローを予測するための）において詳細な開示を常に使用しているわけではないが、企業によるヘッジ会計の適用を有効なリスク管理の指標として見ていると述べた。

作成者の見解

多くの作成者が、IFRS 第 7 号で要求されている情報を提供することは、次の理由で、（過度に）コストと負担がかかる可能性があると述べた。

(a) IT システムはデータを自動的に生成するようには構成されていないことが多く、手計算が必要となる。

(b) 開示は広範な監査手続の対象となり、監査報酬を増大させる。

[9] 「構造的なヘッジ」によって、これらの利害関係者は、特定の財務リスクに対するエクスポージャーを低減させるために使用される貸借対照表ポジションを伴うリスク管理活動を意味している。

© IFRS Foundation

質問 2—IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の全体的な評価

IASB は、回答者の見解が次のようであるかどうかを理解したい。

(a) IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求は、その目的を果たしている。そうでない場合は、その理由を説明されたい。

(b) IFRS 第 7 号の要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行の全体的な適用開始時の及び継続的なコストは、おおむね IASB が予想したとおりである。回答者の見解が、全体的なコストは予想よりも著しく大きい又は要求される情報の提供に過大なコストや労力を要するというものである場合には、次のことを説明されたい。

(i) その理由（具体的な要求事項及びコストの発生要因を特定して）

(ii) IASB がこれらのコストをどのようにして削減することを提案するのか

(iii) 回答者の提案が要求事項の便益にどのように影響を与えるのか

(c) 企業が IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求を適用することからもたらされる情報の利用者にとっての全体的な便益は、おおむね IASB が予想したとおりである。具体的には、次のことを説明されたい。

(i) 提供されている開示のうちどれが最も有用であるのか、また、その理由

(ii) 回答者の見解では、提供されている情報は、企業のヘッジ活動を利用者が理解できるようにするという目的を果たすために十分であるかどうか

(iii) 情報の全体的な便益が予想よりも著しく低い場合には、その理由、及び IASB が当該情報の有用性を改善するために何ができるのか

IFRS 第 7 号のヘッジ会計の開示要求の予想されるコストと便益は、IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BCE.174 項から BCE.238 項に示されている。

10 ページの**「質問への回答のためのガイダンス」**を参照されたい。

© IFRS Foundation

3. この適用後レビューに関連性のあるその他の事項

利害関係者は、この適用後レビューに関連性のあるその他の事項のうち、この情報要請における追加的な質問で具体的にカバーされていない事項に関するフィードバックを共有することもできる。

質問 3—この適用後レビューに関連性のあるその他の事項
IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項及び関連する IFRS 第 7 号の開示要求の適用後レビューの一環として IASB が検討すべきその他の事項はあるか。もしあれば、8 ページに示した適用後レビューの目的を考慮してその理由を説明されたい。 10 ページの**「質問への回答のためのガイダンス」**を参照されたい。

© IFRS Foundation

IFRS Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA®', 'IASB®', 'IFRS®', 'International Financial Reporting Standards®', 'ISSB®', and 'SASB®'. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.